

令和4年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導に関する質疑回答集（令和5年3月31日）

【 目 次 】

- 1 障害福祉サービス等における共通的事項・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 障害福祉サービス等における横断的事項・・・・・・・・ 3
- 2 施設・通所系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (1) 施設・通所系サービスにおける共通的事項・・・・ 6
- 3 共同生活援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (1) 共同生活援助における共通的事項・・・・・・・・・・ 6
- 4 地域移行支援・地域定着支援・相談支援等・・・・・・・・ 7
 - (1) 相談支援における共通的事項・・・・・・・・・・・・ 7
- 5 障害児支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (1) 障害児通所支援における共通的事項・・・・・・・・ 7

【 凡例 】

この質問回答集では、関係法令等について下記のとおり表記します。

なお、下記に記載していない国の通知文等につきましては、事業所の皆様がインターネットで検索ができる範囲内で省略した表記としますので予めご了承ください。

- 障害福祉サービス基準省令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号 ※令和3年3月23日厚生労働省令第55号改正）
- 障害福祉サービス解釈通知：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号 ※令和3年3月30日障発0330第3号改正）
- 障害福祉サービス等留意事項通知：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号 ※令和4年3月31日障発0331第6号改正）
- 障害者支援施設基準省令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第172号 ※令和3年3月23日厚生労働省令第55号改正）
- 障害者支援施設解釈通知：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年1月26日障発第0126001号 ※令和3年3月30日障発0330第3号改正）
- 地域相談支援基準省令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第27号 ※令和3年3月23日厚生労働省令第55号改正）
- 地域相談支援解釈通知：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発第0330第21号 ※令和3年3月30日障発0330第3号改正）
- 計画相談支援基準省令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号 ※令和3年3月23日厚生労働省令第55号改正）
- 計画相談支援解釈通知：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発第0330第22号 ※令和3年3月30日障発0330第3号改正）
- 障害児通所支援基準省令：児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第15号 ※令和3年3月23日厚生労働省令第55号改正）
- 障害児通所支援解釈通知：児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号 ※令和3年3月30日障発0330第3号改正）
- 障害児通所支援留意事項通知：児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号 ※令和4年3月31日障発0331第5号）
- 障害児相談支援基準省令：児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第29号 ※令和3年3月23日厚生労働省令第55号改正）
- 障害児相談支援解釈通知：児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第23号 ※令和3年3月30日障発0330第3号改正）

1 障害福祉サービス等における共通的事項

(1) 障害福祉サービス等における横断的事項

<p>問1 (衛生管理、事故発生届について) (1)感染症の届出について、10名以上の感染とあるが、現在コロナウイルスについては1人の発生でも報告しているが今後はどうするか。 (2)新型コロナウイルス感染症が5月より2類から5類へと変わるが、通常の感染症等と同等の扱いでよいでしょうか。</p>	<p>(1)(2)5類へ引き下げられた場合は、通常の感染症等と同等の扱いとなりますので、10名以上の集団感染が発生した場合に報告をお願いします。</p>	
<p>問2 (在宅支援に係る届出書について) 令和5年度の「新型コロナウイルスへの対応に伴う障害福祉サービス費における在宅支援に係る届出書」はいつまでに提出すればよいでしょうか。</p>	<p>新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが令和5年5月8日に2類相当から5類に引き下げられる予定のため、令和5年4月1日～5月7日までの在宅支援に係る届出書の提出については、在宅支援を行う毎に提出をお願いします。(事後報告)</p>	
<p>問3 (虐待防止研修について) 様々な資料から研修、委員会について、年1回以上と記載してあるもの、年2回以上と記載してあるものがあるが、どちらなのか。</p>	<p>年1回以上の実施が必要となります。 また、新規採用時には必ず研修を実施してください。</p>	<p>【障害者支援施設解釈通知】第三の3(31)虐待の防止 【障害者支援施設解釈通知】第三の3(49)虐待の防止 【地域相談支援解釈通知】第二の2(31)虐待の防止 【計画相談支援解釈通知】第二の2(25)虐待の防止 【障害児通所支援解釈通知】第三の3(35)虐待の防止 【障害児相談支援解釈通知】第二の2(25)虐待の防止</p>

<p>問4</p> <p>(1)資料には「身体拘束防止未実施減算」とあったが、「身体拘束廃止未実施減算」で良いか。</p> <p>(2)厚生労働省社会保障審議会障害者部会の資料では</p> <p>①身体拘束等を行う場合の記録</p> <p>②身体拘束等の適正化対策を検討する委員会の定期開催</p> <p>③身体拘束等の適正化のための指針の整備</p> <p>④従業者に対する身体拘束等の適正化のための定期研修の実施</p> <p>が1つでも行われていない場合、減算(5単位)となっている。減算の対象は当該事業利用者全員か。</p> <p>(3)上記において①が未実施の場合、身体拘束等を行った利用者に対してのみ減算を適用すれば良いか。</p>	<p>(1)「身体拘束廃止未実施減算」になります。</p> <p>(2)(3)当該減算については、左記①～④のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を指定権者(松本市)に提出した後、事実発生月から3月後に改善計画に基づく改善状況を指定権者(松本市)に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員に対して、1日につき5単位を所定単位数から減算することとなっております。</p>	<p>【障害福祉サービス等留意事項通知】第二1</p> <p>(12)身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について</p> <p>【障害児通所支援留意事項通知】第二1(9)身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について</p>
<p>問5</p> <p>(防災計画策定について)</p> <p>訓練の報告について、「要配慮者利用施設」の対象とならない施設は報告の必要はないのか。</p>	<p>対象として位置づけられている施設のみ報告が必要となります。</p> <p>対象施設は、松本市HP松本市地域防災計画資料編、要援護者関連施設一覧に掲載してありますので、確認をお願いします。</p>	
<p>質問</p>	<p>回答</p>	<p>根拠法令等</p>
<p>問6</p> <p>(業務継続に向けた計画等の作成や研修・訓練等の実施)</p> <p>(1)策定していくにあたり、事業所で可能な(できる)内容の業務継続計画を策定していくという解釈でよいか。</p> <p>(2)これから計画の策定を行うが、小規模事業所のため緊急時の業務継続の維持(人員確保など)に不安がある。</p> <p>小規模事業所などに対して行政のサポートはあるのか。また検討する予定はあるか。</p>	<p>(1)厚生労働省において、障害福祉サービス事業所等における業務継続計画(BCP)の作成や見直しを支援するために、研修動画やガイドライン等が公開されていますのでご確認いただき、計画の策定をお願いします。</p> <p>(2)行政のサポートを行う予定はありません。</p>	

<p>問7</p> <p>(感染症の発生及びまん延の防止等に関する取り組み、業務継続に向けた計画等の策定、研修、訓練等の実施)</p> <p>(1)上記項目の中にそれぞれ研修及び訓練とあるが、まん延防止に関する研修訓練と業務継続計画に向けた研修訓練(感染症及び非常災害発生時も別にするのか)とは別物か。</p> <p>また、どのような内容でどのような研修訓練実施内容なのか。例等具体的にアドバイスいただきたい。</p> <p>(2)訓練について、必要事項を漏らさないためにも、参考となる具体事例をお示し頂きたい。(社協等、公共機関にて行われた訓練の様様もしくは進行表等)</p>	<p>(1)(2)感染症の業務継続計画に係る研修及び訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に行うことも可能とされています。研修、訓練の実施内容については、厚生労働省においてガイドラインが示されておりますので、ガイドラインを参考に実施を行ってください。</p>	<p>厚生労働省ホームページ「感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等」 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html</p>
<p>問8</p> <p>(受給者証について)</p> <p>新規や更新時、受給者証の申請を行い新しい受給者証が発行されるまで、1ヵ月から2ヵ月ぐらいかかることがあります。毎回、国保連への請求が月遅れ請求しなければならない事が多々あります。受給者証の発行手続きを迅速に進める事が可能でしょうか。</p>	<p>事務処理において遅延がないように処理をしていますが、ご指摘のように申請から受給者証発行までに時間を要する場合があります。ケースにもよりますが、時間を要する事例として多く見受けられるのは「計画相談支援専門員からサービス等利用計画書類が届かない(特段、更新時)」です。適時、当課から書類提出の催促連絡を行って遅延解消に努めています。</p> <p>また、当課職員による障害支援区分認定調査等の処理が遅いというご指摘も受けています。引き続き事務処理の遅延がないように尽力いたします。</p>	
<p>問9</p> <p>(サービス提供の記録について)</p> <p>紙ベースで利用者さんの直筆による記録を実績記録としているが、将来的にデータで管理したいときにご本人の捺印はどのように扱うのか。</p>	<p>電子署名が可能であれば、その書類をデータとして保管することが可能となります。電子署名が出来ない場合は、従来通り署名または押印を行った書類をデータとして取り込み、データ保管することが考えられます。</p>	

2 施設入所・通所系サービス

(1) 施設入所・通所系サービスにおける共通的事項

<p>問10 (欠席時対応加算) (1)急病等の等の部分は、親の通院で送迎が出来ない場合や親の都合での欠席は対象になるのか等何か対象か例題を出してほしい。 (2)新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者と認定された利用者の取扱いとして、4日連続で申請可能と聞いたが、土日が休みになる場合も申請可能か。</p>	<p>(1)急病等とは利用者に起因する予期していなかった事由により欠席した場合を想定しているため、利用者の自己都合による欠席や利用者が欠席の連絡を忘れた場合、事業者に起因する事由は対象となりません。 (2)土日を挟んだ場合も対象となります。</p>	
<p>問11 (就労支援系のサービスについて) 高齢の精神手帳所持者で、手先が器用であったり、就労意欲がある人が複数名います。年齢にとらわれず就労の受給ができる特例などありますか。</p>	<p>当市では高齢者・年齢・障害種別といった枠で一律に線引き判断をしておりません。 障がい者の就労意欲を踏まえて、個々の事例で判断されることになりますのでケースワーカーにご相談ください。 (サービスの種類によっては対象者条件が明確に規定されているものがありますので、この点についてはご理解ください)</p>	

3 共同生活援助

(1) 共同生活援助における共通的事項

<p>問12 (預り金について) ご家族から1ヵ月分の小遣いとして預かり、1週間毎に渡す場合、規定の対象となるでしょうか。</p>	<p>対象となります。集団指導の資料「指定障害福祉サービス事業所等における利用者からの預り金適正な処理について」を再度確認いただき、管理規定を定めるなど早急に整備を行ってください。</p>	
<p>問13 (夜間支援体制加算について) 宿直対応事業所において、急な事情で宿直対応できない場合が発生した時、加算算定しないということも許容の範囲となるのか、認められないことでしょうか。</p>	<p>宿直対応出来ない日は、加算算定不可となります。</p>	

4 地域移行支援・地域定着支援・相談支援等

(1) 相談支援における共通的事項

<p>問14 (アセスメント及びモニタリングの実地場所について) (1)サービス等利用計画等の作成にあたってのアセスメントの際、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族と面談を行うこと」について、実地指導で口頭指摘となったアセスメントを実施する場所についてお示してください。 (2)アセスメント同様、実地指導で口頭指摘となったモニタリングの実地場所についてお示してください。</p>	<p>(1)(2)アセスメント及びモニタリングの実地場所は、原則利用者の居宅等（居宅（グループホーム含む）、精神科の病院、障害者支援施設、療養介護を行う病院）で行うこととなっていますが、居宅等で行えない事例もあることから、令和5年度中に事業所へ状況調査を行い、今後の方向性をお示ししたいと考えております。</p>	
<p>問15 (報酬算定について) モニタリングで相談員が障害者入所支援施設または障害福祉サービス事業所等を訪問した際に、サービス提供時モニタリング加算を算定してよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込のとおり、算定できます。</p>	
<p>問16 (契約内容報告書) 利用者のサービス終了時に計画相談支援事業所として特別に契約終了届は用意しておりません。利用契約終了届は必要ですか。</p>	<p>契約内容報告書について、新規・変更・終了時に市町村へ提出することとなっておりますが、松本市は提出不要としております。計画相談支援事業所におかれましては、サービス終了時はモニタリング報告書の提出をお願いします。</p>	

5 障害児支援

(1) 障害児通所支援における共通的事項

<p>問17 (契約書) 当該事業所の利用が無くなった際に、退所の手続き等が必要か。</p>	<p>締結した契約書のサービス提供の終了に係る規定に基づき処理を行ってください。</p>	
--	--	--

<p>問18 (サービス提供の記録) 保護者の方がサービス内容を確認する場合、サービス提供記録と別紙で活動内容等が記載されているスケジュール表などで確認していただき、サインをもらい、それをサービス提供記録と一緒に保管しておく方法でもよいか。</p>	<p>問いにあるスケジュール表に当該サービスの提供日、提供したサービスの具体的な内容及び利用者負担額等に係る必要な事項についての記載がされている必要があります。単に月単位、週単位、日単位のサービス提供(予定)内容だけが記載されているスケジュール表では通所給付決定保護者が確認したものと認められません。ただし、サービス提供記録の中に当該サービスの提供日、提供したサービスの具体的な内容及び利用者負担額等に係る必要な事項についての記載がある場合は、この限りではありません。</p>	<p>【障害児相談支援解釈通知】第三の3(10)サービスの提供の記録</p>
<p>問19 (サービス提供の記録) 連絡帳を保護者に渡し、その日の活動の報告や利用児の様子をお伝えしているが、その連絡帳の内容をコピーして、事業所に保管した方が良いのか。</p>	<p>お見込みのとおり。サービス提供の記録を整備し当該サービス提供した日から5年間保存しなかなければならないため、問いのとおりサービス提供の記録を連絡帳に記載している場合は、連絡帳の写しを保管する必要があります。</p>	<p>【障害児通所支援基準省令】第21条第1項、第54条 【障害児相談支援解釈通知】第三の3(10)サービスの提供の記録、(43)記録の整備</p>
<p>問20 (所在確認や安全装置の装備の義務付け) 自家用送迎車(ミニバンクラスまで)の車種については安全装置の装備は必要ではないか(利用者の安全確認が容易に行えるため)</p>	<p>「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省第175号)」が公布され、安全装置に係る義務付けの対象となる自動車は「通園を目的とした自動車のうち、座席(※)が2列以下の自動車を除く全ての自動車が原則として安全装置に係る義務付けの対象となる。なお、座席が2列以下の自動車と同様に義務付けから除外される「その他利用の態様を勘案してこれと同程度に園児の見落としのおそれが少ないと認められるもの」については、例えば、座席が3列以上あるものの、園児が確実に3列目以降を使用できないように園児が確実に通過できない鍵付きの柵を車体に固着させて2列目までと3列目以降を隔絶することなどが考えられるが、安全装置が義務付けられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。(※)「座席」には、車椅子を使用する園児が当該車椅子に乗ったまま乗車するためのスペースを含む。」と定められています。 安全装置に係る義務付けの対象となる自動車は「自動車の車種」で選別されるのではなく「自動車の態様」で選別されるものとなります。</p>	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について(令和4年12月28日子発1228第1号障発1228第4号)</p>
<p>問21 (定員の遵守) 新型コロナウイルス感染拡大の関係での定員の緩和措置の継続に関しては令和5年度以降も継続する予定か。</p>	<p>現時点で、国から新たな指針が示されていません。新たな指針が示されるまでの間は継続されます。</p>	